

報告 5月22日 国相手の大飯3・4号止めよう裁判（大阪高裁）第2回口頭弁論

想定し得る最大規模の地震動が想定されていない 福島原発事故を踏まえれば、汚染冷却水対策設備は不可欠

次回8月22日（火）も口頭弁論です。14:30より大阪地裁202号法廷

5月22日、国を相手とする大飯原発3・4号止めよう裁判・控訴審の第2回口頭弁論が大阪地裁202号法廷で開かれた。14時半から30分、原告側約50名、全体で約70名が参加した。

今回の口頭弁論に向け、原告は準備書面（5）を提出した。基準地震動評価と重大事故・汚染水対策について主張している。国は第9～11準備書面を出した。第9で重大事故対策、第10で基準津波評価、制御棒挿入性に関する主張を行い、第11で、敷地内破砕帯評価について原告準備書面（2）（3）に反論している。関電は準備書面（3）を提出した。原告が2月に行った敷地内破砕帯評価に関する求釈明に回答している。



口頭弁論終了後の報告・交流会

◆基準地震動は二重に過小評価されている

原告弁護団が今回提出した準備書面の要旨を陳述した。武村二三夫弁護士は、基準地震動評価について以下のように主張した。

基準地震動は、想定しうる最大規模の地震動でなければならない。ところが、①入倉・三宅式を用いた、②ばらつきの考慮をしなかったという二重の点で基準地震動は過小評価になっている。

①将来起こる地震を予測するため、これまでに起きた地震のデータを基に地震モーメント M_0 を求める場合には、入倉・三宅式を用いると過小評価になる。このことは、島崎邦彦・元原子力規制委員が、日本の過去の活断層地震の M_0 について、観測値と入倉・三宅式で求めた値を比較し、約26～50%程過小評価になっていることを示している。大飯原発の地震動評価でも、 M_0 は、事前に分かっている活断層のデータから入倉・三宅式で求めている。このため、過小評価である可能性が高い。

② M_0 の定義式は、 $M_0 = \text{剛性率} \times \text{平均すべり量} \times \text{断層面積}$ である。一方、入倉・三宅式などの経験式は、断層面積のみから M_0 を求めている。つまり、剛性率と平均すべり量が考慮されていない。ばらつきの考慮とは、各々の地震でばらつく剛性率と平均すべり量を考慮するということだ。これを考慮しなければ M_0 は過小評価になる可能性が高い。

◆福島原発の汚染水問題を見れば、規則55条が汚染冷却水対策まで求めているのは明らか

大橋さゆり弁護士は、重大事故・汚染水対策（設置許可基準規則①51条、②55条問題）について国の第8準備書面に以下のように反論した。

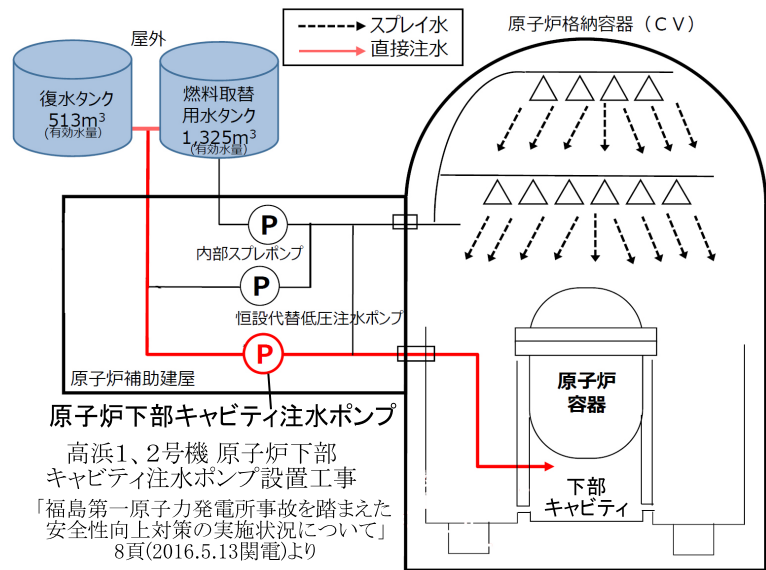
①51条では、重大事故で溶融し、原子炉下部キャビティに落下した炉心を冷却するために必要な設備を設けなければならないとしている。関電は、原子炉格納容器上部よりスプレイ水を出し、それが格納容器内の隙間や連通管等の開口部を通して下部キャビティに溜まるというシナリオを描いている。しかし、事故で配管が破断し、保温材等が飛び散って隙間や開口部が詰まれば、十分な水が溜まらなくなる危険性がある。原告は、このような事態を防ぐために、下部キャビティに直接注水する独立したルートを設置する必要があると主張してきた。しかし、国は現状のまま

でよいとしている。

一方、関電は、高浜1・2号では、図のように、格納容器底部と下部キャビティ底部がほぼ同じ高さであるからという理由で、下部キャビティに直接注水する独立したルートを設置している。しかし、隙間等が詰まる危険性を考慮すれば、大飯3・4号でも直接注水する独立したルートを整備すべきことは明らかだ。

②放射能拡散抑制設備の設置を求める55条は、気体として流出する放射能だけでなく、汚染冷却水

対策設備の設置も求めていると解釈されるべきだ。これは、福島原発の汚染水問題を踏まえれば明らかだ。ところが、国は福島原発の汚染水の実態について黙殺を決め込んでいる。



◆双方の主張が一通り終わった段階で、裁判所が技術説明会の要否を判断する

▼裁判官は、国の第10準備書面の基準津波評価について、以下のように述べた。基準津波評価の主張はよく分かった。しかし、基準地震動評価の主張の際、耐震安全性評価が抜けていたのと同様に、基準津波に対する安全性評価の説明が抜けている。処分要件は、基準津波に対し安全な基本設計とすることとなっている。書証を見たところ、基準津波に対する安全性評価については記述が短く、施設が基準津波より高い位置にあると言っているだけだが、このような説明が準備書面では抜けている。ごく簡単に構わないので、基準津波に対する安全性について補充の主張をしてほしい。

国はこれを了承した。

▼裁判官は規則51条問題（重大事故対策）について、国の書面を読んだが、「連通穴等の開口部」というのがどこのことか分からなかったので、図面等で示せるかと尋ねた。国は図を示した。しかし、この図は原審で出した書証の中にあると思うが、どの書証かすぐには分からないとした。このため、右陪席は原審の書証を確認してみると述べた。

原告は隙間や開口部が詰まる可能性を主張してきたが、地裁判決はこれを全く無視した。しかし、高裁の裁判官は、開口部を具体的に確認しようとする姿勢を示した。

▼今後の予定について、原告側は、今回、国・関電が出した準備書面に反論すると述べた。国は、主張は一通り終わったと述べた上で、原告準備書面（4）（5）（地震動問題）に反論するとした。

▼裁判長は、双方の主張が終わるのが次回か次々回になるか分からないが、その後の進行として、第1回期日で裁判所より提案していた技術説明会を行うことについて、どう考えるか尋ねた。

国は、以前から言っているように、準備書面を順次提出し、原告に反論しているため、それが一通り終わった段階で、裁判所の方で技術説明会の要否を検討してもらいたいと述べた。原告側も、その方向でよいと答えた。裁判長は了解したとした。

次回8月22日の期日も、原告側の要望により、進行協議でなく、口頭弁論として公開の場で行われることになった。

◆敷地内破砕帯評価：火山灰 hpm1 を確認したのは 3,500 の試料のうちわずか 17 か所

閉廷後、弁護士会館で報告・交流会を行った。報告会では、まず冠木克彦弁護士が口頭弁論でのやりとりの内容を概説し、武村弁護士、大橋弁護士がそれぞれ陳述した内容を解説した。

次に、裁判の会事務局より、敷地内破砕帯評価について、原告が 2 月に出した求釈明に対する関電の回答の一部（火山灰 hpm1 の出現位置）を紹介した。原告は求釈明事項の一つとして、南側トレンチ内等のどこで大山火山灰（hpm1、23 万年前）が見つかったのか示すよう求めていた。関電の回答で、南側トレンチとその付近で 3,500 の試料を採取、調査したが、hpm1 と確認したのは 17 か所にすぎないことが明らかになった。これで F-6 破砕帯が 23 万年前より古い時代のものという証拠になるのか。今後、問題になる。

◆火災防護基準違反の老朽高浜 1・2 号の再稼働を止めよう

交流会では、原発 G X 法案や、高浜 1・2 号再稼働に反対する活動の報告等がなされた。

原発 G X 法案に反対する取り組みとして、関西選出議員の地元事務所訪問を精力的に行っている人から、手応えを感じている、多くの人が訪問していろいろな声を届ければ、考えねばならないなどと思いはめる議員も出てくるかもしれないので、ぜひ訪問してほしい等のアピールがあった。

関電の全原発が火災防護基準に違反している問題について報告がなされた。基準では火災防護対象ケーブルの間を隔壁等で分離するよう求めている。しかし、関電はそれを行っていなかった。関電は是正するとしたが、基準通りに是正せず、ケーブルの近くに可燃物を持ち込む時は監視人を配置する等の運用で済ますとの「工事計画」を出した。規制委は、この基準違反の「工事計画」を、基準と同等水準の是正だとして認可した。基準をないがしろにした再稼働強行は許されない。

5 月 18 日の福井県申し入れの参加者より、高浜 1・2 号の再稼働に反対するよう求めたことが報告された。避難先自治体アンケートの結果※により、避難先市町に検査基準が周知されていないこと等が明らかになった。しかし、県は避難先市町と協議していく姿勢を見せなかった。原発推進の動きが強まっているが、再稼働を止めるため、できることをいろいろな形で行っていかうと呼びかけがなされた。高浜原発 5 km 圏に入る舞鶴市に戸別チラシ配布に行く予定も紹介された。

株主代表訴訟の 6 月 7 日の口頭弁論、原発賠償関西訴訟の 5 月 24 日の本人尋問、原発賠償ひょうご訴訟の 5 月 27 日の結審前集会、30 日の結審への参加も呼びかけられた。

今後も法廷内外の取り組みを進め、国の原発推進政策を止めていこう。

※ https://www.jca.apc.org/mihama/bousai/q_result_from_fukui20230329.pdf

★今後の予定 次回 8 月 22 日（火）14:30 第 3 回口頭弁論 202 号法廷

次々回 11 月 20 日（月）14:30

☆書面等は下記に掲載しています。

https://www.jca.apc.org/mihama/ooisaiban/ooisaiban_gyousou_room.htm

2023 年 5 月 30 日 おおい原発止めよう裁判の会事務局